

栗山町中小企業振興資金融資要綱

第1条 栗山町中小企業の設備、経営の近代化を推進し、併せてその振興を図るため、栗山町中小企業振興資金融資制度を設ける。

第2条 栗山町（以下「町」という。）は、この制度による融資の運営基金として一定の金額を町の指定した金融機関に預託するものとする。

第3条 金融機関は、前条の預託金を基礎とし、自己資金をこれに加え、預託金額の10倍の融資枠を設定するものとする。

第4条 金融機関は、この制度に関しては他の融資と明確に区分して処理するものとする。

第5条 この制度による融資は、本町における中小企業の振興上必要かつその事業が健全に育成されることが明らかな者に対してのみ実施するものとする。

第6条 融資の対象は、町内に事業所を有し、かつ、同一事業を引き続き1年以上営む者、新たに事業を開始して1年未満の者又は新たに事業を開始する者であって、常時使用する従業員の数が50人以下の法人及び個人のうち、町税等（栗山町町税等の滞納者等に対する特別措置に関する条例（平成19年条例第20号）第2条第1号に規定する町税等をいう。）に滞納がない者とする。ただし、北海道信用保証協会の保証対象外業種を除く。

第7条 貸付条件は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 資金の用途 運転資金及び設備資金
- (2) 貸付け金額 運転資金 1企業につき1,200万円以内
設備資金 1企業につき1,200万円以内
- (3) 貸付け期間 運転資金 5年以内
設備資金 10年以内（うち据置6ヶ月以内）
- (4) 貸付け利率 短期（1年以内） 年2.30パーセント以内
長期（1年超） 年2.80パーセント以内
- (5) 担保及び償還方法 取扱金融機関の定めるところによる。
- (6) 信用保証 必要に応じ信用保証協会の信用保証に付することができる。

第8条 この制度による融資の申込みは、所定の借入申込書及び必要書類を町又は栗山商工会議所（以下「商工会議所」という。）に提出するものとする。

第9条 この制度による融資についての運営の円滑をはかるため栗山町中小企業振興資金運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、町の指定した金融機関、商工会議所及び栗山町をもって構成する。

3 審議会の庶務については、町が担当するものとする。

第10条 融資を受けた者が返済期限に返済しない場合の損失補償は、貸出しを行った金融機関が負うものとする。

第11条 金融機関は、毎月末現在の貸付け及び償還状況その他必要な事項を翌月15日までに町長並びに商工会議所会頭に報告するものとする。

第12条 この告示に定めるもののほか、運用について必要な事項は、審議会において協議のうえ決定するものとする。